

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-1-1 /
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	15,660円
内 容	会派執務室備付けコピー機のリース代（12月分）		
支 払 先	シャープファイナンス	支払年月日	平成30年1月4日
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

発行日 平成30年 1月10日

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-1-2 2
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	広報費	金 額	5,400円	
内 容	ラベルシールの購入			
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成29年12月13日	
備 考	市議会だより郵送用 (ニュースタンダードラベルA4白×5冊)			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL:079-451-1155

領収書

2017/12/13 (水) 10:49

No 0018

収 入

印 紙

新市民クラブ 村上 様
¥5,400-

(本体価格 8% 5,000)
(内消費税 8% 400)

内訳



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL:079-451-1155

***** ご利用明細 *****

2017/12/13(水) 10:49 店0001 No 0018
担当者

コード	品 名	数	単価	金 額
-----	-----	---	----	-----

4906186722124	ニュースタンダードラベル A4白12面22	5	1,000	5,000
---------------	--------------------------	---	-------	-------

8%外税対象額	5,000
消費税(8%)	400

合計	5点	¥5,400
----	----	--------

お預り	¥10,000
お釣り	¥4,600

ご利用ありがとうございます。



0201712130018000

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-1-3 3
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	広報費	金 額	58,018円
内 容	新市民クラブ市議会だより（2018年初春号）郵送料		
支 払 先	日本郵便局（株）	支払年月日	平成29年12月29日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領収書

毎度ありがとうございます

新市民クラブ 村上孝義 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 17.5g
@72 540通 ¥38,880

小 計 ¥38,880

郵便物引受合計通数 540通
課税計 ¥38,880
(内消費税等 ¥2,880)
非課税計 ¥0

△計 ¥38,880
合計
お預り金額 ¥40,000
おつり ¥1,120

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2017年12月29日 11:02
担当: [redacted]
発行No. 171229A4011 端N12箱01
連絡先: 加古川野口郵便局
TEL: 079-424-6121

郵便局からのお知らせ

年賀はがき好評販売中

2018年1月8日(月)以降に

年賀はがきを差し出される場合は、
さらに10円分の切手を貼り足して
いただく必要がありますので、
ご注意ください。

領収書

毎度ありがとうございます

新市民クラブ 村上孝義 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 18.0g
@72 210通 ¥15,120

小 計 ¥15,120

第一種定形 17.5g
@82 49通 ¥4,018
小 計 ¥4,018

郵便物引受合計通数 259通
課税計 ¥19,138
(内消費税等 ¥1,417)
非課税計 ¥0

△計 ¥19,138
合計
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥862

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2017年12月29日 10:41
担当: [redacted]
発行No. 171229A3098 端N25箱10
連絡先: 加古川北野郵便局
TEL: 079-423-0200

郵便局からのお知らせ

年賀はがき好評販売中

2018年1月8日(月)以降に

年賀はがきを差し出される場合は、
さらに10円分の切手を貼り足して
いただく必要がありますので、
ご注意ください。

村上孝義 市議会だより

2018年新春号
発行 加古川市議会
新市民クラブ議員団
加古川市加古川町北在家2000
〒676-8501 TEL 079-427-0308

「活力ある魅力あるまちづくり」に努力

◆2018年の動向

世界の経済は、米国を中心に回復基調の一方で、原油価格の低迷や新興国経済の減速等により勢いを欠いている。更に、英国のEU離脱や保護主義の拡大などで、世界の経済の下振れリスクには注意が必要という。



日本の経済も、個人消費が持ち直し、企業収益が改善するなど、景気は緩やかに回復している。しかし世界経済の下振れリスクが懸念材料であり、人手不足も深刻化している。

◆本市の財政の見通し

本市の財政状況も、平成28年度決算では、財政の健全化は進んでいるものの、財政の硬直化は進んでいる。

歳入では、生産年齢人口の減少に伴う税収の伸び悩み、歳出では扶助費をはじめとする経常経費の増加に加え、広域ごみ処理施設建設や公共施設の老朽化対策など投資的経費の増大が見込まれ厳しい状況です。



そのため、行財政改革の推進や市長が提唱する行政評価等、あらゆる施策で財政の健全化が必要です。

◆日本の構造的課題への対応

我が国は、少子高齢化・人口減少社会や経済低成長といった傾向は今後も続く予測されている。

そして、将来的な構造的課題として「格差の固定化」「国内外の都市間競争の激化」「インフラの崩壊・荒廃」「エネルギー価格の不安定化に伴う消費・企業行動の縮小」「経常収支の悪化」が想定され、公への依存の限界、自立が求められる社会の到来が予測されます。



そのために、現時点から長期的な視点を持って解決に向けた取り組みが重要で、人口ビジョンの達成と地方創生総合戦略の着実な推進が喫緊の課題です。

◆山積する課題への対応

本市でも、高齢化の伸展や地域格差の拡大と活力の減退、限界集落や限界町内会が発生し、災害リスクや介護・医療ニーズの高まりなど、構造的な課題があります。

又、南海トラフ巨大地震や地球温暖化の影響による集中豪雨等の自然災害への備えと事故や事件の防止などの「安全で安心なまちづくり」や福祉や環境、教育などの課題が山積しています。



幹事長 村上 孝義

これらに対処して、適格な方向付けと解決をしていかなければなりません。

◆少子高齢化・人口減少対応

地方創生の最重要課題は少子高齢化・人口減少対策です。



少子化対策には、子育て支援の充実等による若者世代に選ばれるまちを目指します。

高齢化対策には買い物支援などの生活支援対策の立ち上げ等に努め、高齢者が安心して暮らせるまちを目指します。

人口減少対策には、人が集まり住み続けたいと思える魅力ある街づくりをし、定住・移住対策に努めます。

いずれにしても、市民が将来に希望を持って、働き甲斐や生きがいのある社会の実現に努力してまいります。

新市民クラブ議員団は、市民の皆様の幸せと加古川市の更なる発展のために「安全で安心な活力ある魅力あるまちづくり」に努力します。

※第4回市議会定例会(平成29年9月)

9月5日開会の市議会では、平成28年度決算認定をはじめ、平成29年度の総額5億4,798万8千円の一般会計補正予算案と見守りカメラの設置及び運用に関する条例の新規制定、市立川西こども園設置に関する条例の一部改正、請負金額6億4,400万4千円の旧加古川東市民病院解体撤去工事請負契約締結のことの契約案件等が提案された。新市民クラブは各案件に意見反映し、9月27日に議決した。

○主な一般会計補正予算と質疑

Q:加古川駅等周辺整備事業9,145万円における進捗状況はどうか。

A:平成28年度末の進捗は事業費ベースで94%、平成33年度末で完了する見込みです。

Q:中学校給食準備事業1,014万円における進捗状況はどうか。

A:平成30年度から両荘中学校で給食開始のため、配膳室を建築中など準備を進めている。

○平成28年度決算

平成28年度の決算は、一般会計で実質収支で、2億7,227億円の黒字でした。

歳出の構成比率は、民生費(保育施設の整備で待機児童の解消等の子育て支援や、高齢者や障がいのある方の福祉等を進めた)が36.4%を占め、衛生費(子育て世代包括支援センターの設置等)が17.2%、総務費(備蓄倉庫の建て替えなどの災害対策等を進めた)が13.8%とベスト3です。

＜平成28年度一般会計決算＞

歳入(A) 875億9,671万円

歳出(B) 870億5,132万円

差引残高(C) 5億4,539万円(A-Bの金額)

繰越財源(D) 2億7,312万円(翌年に繰越た事業の財源としての金額)

実質収支(E) 2億7,227万円(C-Dの金額)

○主な平成28年度決算と質疑

Q:地域見守り防犯カメラ設置補助事業375万7,925円と、市が設置中の見守りカメラとの違いは何か。

A:市が設置中の見守りカメラは通学路を中心に、それ以外のものをカバーするために継続する。

Q:小学校建設事業12億1,300万円に関連して、トイレ改修の進捗状況とエアコンの設置の考えは。

A:トイレの様式化は約35%、快適な環境整備に向け注力する。エアコン設置は、財

源確保等も含め検討を進める。

Q:保育所整備事業10億3,640万円に関連して、待機児童の解消状況はどうか。

A:14園で388人の定員増が図られ、平成28年4月の待機児童は77人となり、平成28年4月の140人から着実に減少している。

○議会事務事業評価

児童クラブ運営事業は「拡充」、緊急通報システム運営管理事業等は「現行通り」、観光課事務所維持補修事業は「廃止」と、所管の常任委員会で評価を行い、議会としての意見をまとめて、次年度予算への提言として決議し、議長から市長に決議書を提出した。

◎代表質問(3頁参照)

村上孝義幹事長が、会派を代表して市長の考え方を質した。主な

質問項目は、①市長就任3年間の評価と反省等について②少子高齢化・人口減少社会への対応について③ごみの減量化について④市職員の働き方改革について⑤教職員の働き方改革について

一般質問 渡辺議員は「①加古川における浸水想定区域の指定に伴う対策②休日・夜間における自然災害発生時の指定緊急避難場所の開設体制」について質した。

第5回定例市議会(12/4～12/18)

条例案件、入学準備金や職員の人件費補正等の2億4,490万3千円の一般会計補正等の補正予算案件、(仮称)川西こども園新築工事の変更契約締結案件など、36件の議案を審議し、私たちは、議案に質疑・提言等をした。

◇一般質問 畑議員は「①ウエルビーポイント制度②公用車での交通事故防止対策③教職員の労働時間」、稲次議員は「①公共施設における分煙対策②市役所及び本庁舎における案内表示」、渡辺議員は「①魅力ある公園づくりによる憩いと名所のあるまちへ」について質した。

※代表質問での主な説明事項

◆市長就任3年間の評価と反省等について

◇自己評価と総括

各種施策や事業は概ね達成、又は取り組みを開始出来た。

市長就任に当たり「徹底的な情報公開」「笑顔が集まる明るいまちづくり」「子育てや人材育成に全力で取り組む」「市民の助け合いの精神を育み、ぬくもりのある生活環境を実現する」「地域の防災力を高める」を政策に掲げ、様々な施策に取り組んできた。今後も誰もが住みやすいと感じてもらえるまちづくりに取り組む。

◇予算編成の考え方と決意
中長期的な視点での財政運営を心がけ、経済情勢の変化に迅速に対応出来るよう諸課題に積極的に取り組む。

◇主な課題の取り組み

先ず「加古川水系における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等への対応策」は、「加古川防災マップ」の改定を進め、広域避難の協議も進めている。

次に「公共施設等総合管理計画」は、エリア別、施設類型別の再編計画の策定に向けワーキンググループを立ち上げ、「施設カルテ(現況や利用状況、管理運営コスト等)」をまとめ公表の準備中。

更に「教育施設の整備」は、中学校給食や校舎の改修などに取り組み、小中学校へのエアコンの設置は、財政状況を勘案し検討していく。



◆少子高齢化・人口減少社会への対応について

◇人口ビジョンのフォローについて 平成22年1月1日からの7年間の人口動態は、1,991人の減で、自然増減は667人増、社会増減は2,024人の減で、若者の流出は1,182人の転出超過です。

7年間で年少人口は3,367人減の36,322人、生産年齢人口は11,070人減の63,287人、高齢人口が15,556人増の68,932人となった。

若年女性人口(20～39歳)は、34,875人から5,999人減の28,876人となった。

減少の主な理由は、社会減の大幅な伸びによるもので、22歳から24歳までの転出超過が顕著で、就職や転職が多くなっている

目標達成のためには、子育て環境の充実等、効果的な施策の実施に取り組む。

◇人口問題への対策

他市の取り組みの参考事例としては、伊丹市等の進める見守りカメラとサービスを導入し、安全で安心なまちづくりを積極的に進めている。

明石市の人口増加の理由は、明石市域はほぼ全域がJR山陽本線の各駅から半径2kmに収まり利便性が良く、子育て施策など様々な要因を比較し選んでいると感じる。

子育て支援の実施等や、本市の魅力や施策をシティプロモーション等により、積極的に発信していく。

◇限界集落対策 今後限界

集落問題が顕在化してくる。一方で、介護専門職不足が問題となり、地域での支え合いが重要になる。

本市では「生活支援体制整備事業」を立ち上げ、生活支援サービス体制を構築するとともに、町内会活動や老人ク



ラブ等の様々なコミュニティ活動の活性化に取り組む。

◆ごみの減量化について

◇ごみの減量化の現状と見通し及び、今後の取り組み

紙類の分別や水切りの徹底、食品ロス削減への取り組みの啓発を行う。又、事業系剪定枝の資源化などで、10.2%の減量となった。

平成29年10月からの粗大ごみ戸別有料収集や、平成30年1月から紙類収集を月2回に増やし、分別の徹底で3千トンの減量効果を見込む。

20%の達成は、厳しい状況ですが、可能な限りごみの有料化制度の導入をすることなく達成に努力する。

◆市職員等の働き方改革

◇市職員の超過勤務の現状

平成28年度で最高は一人月168時間、年1,158時間で、社会保障制度の改正や臨時対応が大きな要因。今後は、早急に新たな取り組みを検討・実施し、縮減を図る。

◇教職員の超過勤務の現状

多種多様な業務を担当し、長時間勤務となっているが詳細な数値は把握していない。

他市での先進事例を活用し、効果的な取り組みを取り入れ、削減に努めたい。



※市の主な事業

◆東西市民病院跡地の活用

◇東市民病院跡地は、東消防署と東加古川公民館を新築移転する。又、前面道路を改良する。更に、医療機能は民間業者の応募が無く断念し、東加古川子育てプラザを公民館との複合型で新築移転を計画中です。

◇西市民病院跡地は、西公民館の建替え用地を確保する。又、近隣に、夜間急病センターを移転及び休日昼間の一次救急医療の定点化を図ることを、東播磨海広域行政協議会で決定した。

民間活用ゾーンには、民間の一功会と和光福祉会が、旧中央診療棟を病院として

4月に開設、旧別館を特養として6月に開設予定。

旧別館の余剰部分は、将来的に、重症心身障害児(者)施設の整備を進める。

◆中学校給食の実施

◇平成30年度(志方の給食センター)からは、両荘中学校で実施する。

◇平成32年度(日岡山学校給食センター)からは、平岡・氷丘・神吉・陵南・山手・平岡南中学校で実施予定。

◇平成34年度(神野台用地の給食センター)からは、加古川・中部・別府・浜の宮中学校で実施予定。

◆入学準備金の新設

経済的理由によって就学

困難な児童・生徒の保護者に対して、入学に必要な物品等の準備に困らないための費用の一部援助を、入学前の3月下旬に支給を予定している。

◆幹線道路整備について

◇国道2号線4車線拡幅対面通行化は、平成30年度から事業着手の予定です。90年経過し老朽化した加古川橋は、現在の橋の北側に新橋を架ける計画です。

◇東播磨道の延伸は、平成33年度完成を目指し国道

175号線までを事業着手。
◇新加古川大橋は、平成36年度末完成を目指し、神吉中津線の整備中。

平成30年度の当初予算に対する重要政策提言 H29. 10. 27

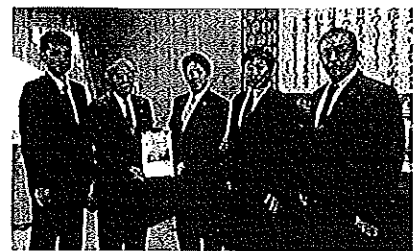
安全で安心な魅力あるまちづくり

新市民クラブ議員団は岡田市長に対し、平成30年度の当初予算に対する87項目の重要政策提言をまとめ、重要政策提言書として提出しました。

村上幹事長から市長に提言書の提出・挨拶、市長が挨拶、畑副幹事長から主な提言項目のポイントについて説明し、理事者と意見交換と提言をした。

主な提言項目

1. 市民の誰もが幸福を実感出来る総合計画の着実な推進 2. 人口減少社会への対応 4. 健全な財政運営の推進 5. 広域行政の強化 10. 職員コンプライアンスの意識向上 11. 市職員の働き方改革 12. 自然災害対策と危機管理体制の充実 13. 加古川東市民病院跡地の有効活用 15. 高齢化対策と協働のまちづくり 16. ボランティアポイント制度の拡充 29. 教職員の勤務環境の改善 30. 学校園のエアコン等環境整備の推進 31. 学童保育の拡充 35. 加古川中央市民病院の運営の充実 38. こども医療費の無料化の実現 41. ごみ減量化とごみ指導の強化(有料



化無き20%削減の実現を) 45. 加古川地域保健医療情報システムの早期見直し 46. 待機児童解消ゼロへの取り組み 49. 高齢者福祉と支援の推進(生活支援サービス体制の早期構築) 51. 障がい者福祉対策の推進 56. 加古川夜間・休日急病センターの充実 57. 人工呼吸器装着者の中央市民病院等への早急な施設整備の検討 59. 放置自転車対策の充実 62. 危険踏切改良事業の推進(特に上土堤踏切) 68. 条例に基づく空家の適正管理 73. 総合治水対策の強化



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-1-4 4
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 2 9 年度	
項 目	資料作成費	金 額	4, 3 2 0 円	
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代（1月分）			
支 払 先	大西事務株式会社	支払年月日	平成30年1月18日	
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

請 求 書

TEL 079-427-9308
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

新市民クラブ

様

— ビジネス用品とパソコンOA機器 —

大西事務株式会社

兵庫県加古川市尾上町今福405-2
中古パソコン通販 079-420-3991 店舗 079-420-9821
店舗(修理) 079-420-9830 外商部 079-420-9810

品 番	品 名	数 量	単 価	金 額
1000007987700 85700001	京セラ コピー用紙 基本料	1	4,000.00	4,000
検針日1/9				
			消費税	320
日付 2018 年 01 月 15 日	伝票 No. U18100704	区分 09	合 計	4,320

振込先 銀行 支店 (1 / 1)

領 収 証

No 19405

新市民クラブ 様

平成 30 年 (月 18 日

¥ 4 3 2 0

但し (内消費税 ¥ 320)

伝票No. U18100704

上記金額正に領収致しました

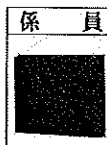
収 入
印 紙

ビジネス用品とOA機器



大西事務株式会社

〒675-0027 兵庫県加古川市尾上町今福405-2
中古パソコン通販 079-420-3991 店舗 079-420-9821
店舗(修理) 079-420-9830 外商部 079-420-9810



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-2-1 5
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 2 9 年度
項 目	資料購入費	金 額	4, 4 2 8 円
内 容	BAN-net 15Mコース利用料 (2017/12/1~12/31)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス㈱	支払年月日	平成30年1月29日
備 考	会派執務室用利用料		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 104

領收書番号 : 3951

領收日付 : 2018/01/29

BAN-BAN ネットワークス(株)

NY 675-0039

兵庫県加古川市加古川町栗津 26-2

TEL 0120-34-1442

FAX 079-420-3734

領收書

2018年01月 ～ 2018年01月 領収分

¥4,428-

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-2-2 6
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	15,660円	
内 容	会派執務室備付けコピー機のリース代（1月分）			
支 払 先	シャープファイナンス	支払年月日	平成30年2月5日	
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

SHARP

領 収 証

領収証番号 8B10S43

発行日 平成30年 2月10日

加古川市議会 新市民クラブ 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥15,660

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号



領 収 内 容 内 訳

領 収 日	お支払方法	金 額		
	ご契約番号	円		
平成30年 2月 5日	口座振替			
			15,660	0
合 計			15,660	0

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会 新市民クラブ
御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
06-4964-6307

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成28年11月11日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルカラーフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成28年11月11日から 平成31年11月10日まで (36ヵ月)		
お支払合計額	563,760円	内消費税額	41,760円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

銀行		支店		口座番号	*****
預金種別		口座名義人	シンソククラブキイディング カイイ		

お取扱店 大西事務株式会社
TEL 079-420-9810

お支払明細

作成日 平成28年12月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご決済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	29:1	15,660円	1,160円	548,100円
2	29:1	15,660円	1,160円	532,440円
3	29:2	15,660円	1,160円	516,780円
4	29:3	15,660円	1,160円	501,120円
5	29:4	15,660円	1,160円	485,460円
6	29:5	15,660円	1,160円	469,800円
7	29:6	15,660円	1,160円	454,140円
8	29:7	15,660円	1,160円	438,480円
9	29:8	15,660円	1,160円	422,820円
10	29:9	15,660円	1,160円	407,160円
11	29:10	15,660円	1,160円	391,500円
12	29:11	15,660円	1,160円	375,840円
13	29:12	15,660円	1,160円	360,180円
14	30:1	15,660円	1,160円	344,520円
15	30:2	15,660円	1,160円	328,860円
16	30:3	15,660円	1,160円	313,200円
17	30:4	15,660円	1,160円	297,540円
18	30:5	15,660円	1,160円	281,880円
19	30:6	15,660円	1,160円	266,220円
20	30:7	15,660円	1,160円	250,560円
21	30:8	15,660円	1,160円	234,900円
22	30:9	15,660円	1,160円	219,240円
23	30:10	15,660円	1,160円	203,580円
24	30:11	15,660円	1,160円	187,920円
25	30:12	15,660円	1,160円	172,260円
26	31:1	15,660円	1,160円	156,600円
27	31:2	15,660円	1,160円	140,940円
28	31:3	15,660円	1,160円	125,280円
29	31:4	15,660円	1,160円	109,620円
30	31:5	15,660円	1,160円	93,960円
31	31:6	15,660円	1,160円	78,300円
32	31:7	15,660円	1,160円	62,640円
33	31:8	15,660円	1,160円	46,980円
34	31:9	15,660円	1,160円	31,320円
35	31:10	15,660円	1,160円	15,660円
36	31:11	15,660円	1,160円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			28-2-3 7
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	資料購入費	金 額	59,400円
内 容	書籍年間購読料 (D-file<2017年4月号~2018年3月号>、Beacon<春・夏・秋・冬号>)		
支 払 先	イマジン出版株式会社	支払年月日	平成30年2月13日
備 考	会派における行政情報収集のため購読する (本体額54,600円、消費税4,368円、振込手数料432円)		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥58,968
振込手数料 ￥432

お受取人は
銀行
支店
イマジン出版株式会社様

お振込人は
カコカワツキカイソクミソクラブ様

お取扱日30. 2.13 電信振込

取扱店 4317A 年 月 日 時 刻
30. 2.13 10:57
10491

銀行番号 店番号 口座番号等

印紙税申告納
付につき難
税務署承認済

三井住友銀行

加古川市議会 新市民クラブ 様

下記の通り納品致します。

¥58,968

イマジン社
代表取締役 三
〒112-0013 東京都文京区 5-8
TEL 03-5561-2020
FAX 03-5561-2023

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2017年4月発行号 上・下	2	2,430	4,860
2	D-file 2017年5月発行号 上・下	2	2,430	4,860
3	D-file 2017年6月発行号 上・下	2	2,430	4,860
4	D-file 2017年7月発行号 上・下	2	2,430	4,860
5	D-file 2017年8月発行号 上・下	2	2,430	4,860
6	D-file 2017年9月発行号 合本	1	3,024	3,024
7	D-file 2017年10月発行号 上・下	2	2,430	4,860
8	D-file 2017年11月発行号 上・下	2	2,430	4,860
9	D-file 2017年12月発行号 上・下	2	2,430	4,860
10	D-file 2018年1月発行号 上・下	2	2,430	4,860
11	D-file 2018年2月発行号 合本	1	3,024	3,024
12	D-file 2018年3月発行号 上・下	2	2,430	4,860
13	Beacon Vol.69(春号),Vol.70(夏号),Vol.71(秋号),Vol.72(冬号)	4	1,080	4,320
14				
15				
摘要		合 計	26	58,968

加古川市議会 新市民クラブ 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥58,968

イマジン社
代表取締役 三
〒112-0013 東京都文京区 5-8
TEL 03-5561-2020
FAX 03-5561-2023

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2017年4月発行号 上・下	2	2,430	4,860
2	D-file 2017年5月発行号 上・下	2	2,430	4,860
3	D-file 2017年6月発行号 上・下	2	2,430	4,860
4	D-file 2017年7月発行号 上・下	2	2,430	4,860
5	D-file 2017年8月発行号 上・下	2	2,430	4,860
6	D-file 2017年9月発行号 合本	1	3,024	3,024
7	D-file 2017年10月発行号 上・下	2	2,430	4,860
8	D-file 2017年11月発行号 上・下	2	2,430	4,860
9	D-file 2017年12月発行号 上・下	2	2,430	4,860
10	D-file 2018年1月発行号 上・下	2	2,430	4,860
11	D-file 2018年2月発行号 合本	1	3,024	3,024
12	D-file 2018年3月発行号 上・下	2	2,430	4,860
13	Beacon Vol.69(春号),Vol.70(夏号),Vol.71(秋号),Vol.72(冬号)	4	1,080	4,320
14				
15				
摘要		合 計	26	58,968

振込口座 銀行 支店

自治体 情報誌

D [ディーファイル] -file

2017

4 上

4.1~4.15

- 全国初、町が就学前児童にポリオワクチン効果高める5回目接種を全額助成** 34
- 市が生活困窮者の税金など遅延金を減免、関係課が連携し生活再建を支援** 12
- 養育里親に男性カップル、市が研修や審査を経て初の認定** 25
- 町が「しごとコンビニ」事業、「ちょっと働きたい」と「少し手伝って」をマッチング** 67
- 区が製造業の事業承継支援、後継者塾や資金調達に利子補給** 60
- 市が住民主体の自治会制度を全域で導入、予算配分し自主的な活動を推進** 98
- 自画撮りの催促取り締まりへ都が条例素案、画像求める行為に罰則** 82
- 県が手ぶら観光サービス、荷物を駅で預かり500円で宿泊施設まで届ける** 75

- 児童家庭** —— 妊娠中から満1歳まで子育て支援、市が家事・育児ヘルパーを年間最大50回派遣 20
- 人権** —— 町がヘイトスピーチ禁止や差別撤廃目指す人権条例を施行 24
- 教育一般** —— 市が全国初の幼保小中一貫校、0歳から15歳までが同一敷地に 49
- 消費生活** —— 消費生活相談を4市町が広域連携 県境超えて協定は全国初 64
- 雇用** —— 府が定職のない若者自立支援、府営住宅10室を無償提供し社会人研修 67
- 農林水産** —— 小規模稲作農家所得向上へ、県が付加価値創出など経費の半額を補助 69
- 防災** —— 市が産業防災の視点を取り入れた防災計画作成 企業も情報提供者に 95

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-2-4 8
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	研修費	金 額	90,440円
内 容	NOMA行政管理講座他受講に係る費用 ・1月29日 政務活動費のあり方と事例検討 ・1月30日 効果的な質問、質疑を目指して 等		
支 払 先	日本経営協会 他	支払年月日	平成30年1月26日他
備 考	<研修費>44,440円 <宿泊費>14,000円 <旅費>32,000円 (詳細は別紙のとおり)		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

No 014079

領 収 書

加古川市議会新報社様

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

¥ 19,440-

上記 金額正に領収いたしました。

但し 1/29 加古川市議会議員・事務局職員に対する政務活動費の交付
と事例検討、講座参加料として

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

平成30年 1月26日



一般社団法人 日本経営協会

常務理事・中部本部長 大久保

担当者



- ☐ 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- ☐ 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル
- ☒ 中部本部 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル
- ☐ 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル
- ☐ 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル

☎(03)3403-1336(代)

☎(06)6443-6961(代)

☎(052)957-4726(代)

☎(092)431-3365(代)

☎(011)241-7500(代)

領収証

No _____

稲次 誠

様

平成30年1月30日

金額

¥25,000

内

消費税等

現金

但 1月30日セミナー受講料として

上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所

係



出張調査届				
平成30年 1月 25 日				
市 議 会 議 長 様		会派名 <u>新市民クラブ</u> 代表者 <u>村 上 孝 義</u> 		
このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。				
出張者氏名 稲次 誠				
調査都市名及び調査内容 1月29日（月）【NOMA行政管理講座（名古屋地区）】 「政務活動費のあり方と事例検討～適正支出・透明性確保のための要点～」 会場：NHK名古屋放送センタービル内（名古屋市東区東桜1-13-3） 1月30日（火）【地方議会総合研究所】 「効果的な質問・質疑を目指して」、「一般質問から始める議員提案条例」 「不穏当・不規則発言にどう対応するか」 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京都豊島区東池袋1-6-4）				
出張期間 平成30年1月29日（月）～1月30日（火） （1日間）				
旅 費 内 訳	日 当	(単価 円 × 日分)	円	経 路 別紙のとおり
	宿 泊 料 (単価 14,000円 1日分)		14,000円	
	鉄 道 賃 ① (8,640円※ × 2)		17,280円	
	鉄 道 賃 ② (200円 × 2)		400円	
	急 行 料 金 ((3,980+4,630) + 6,030)		14,640円	
	車 賃 ()		円	
	船 賃 ()		円	
	出 席 者 負 担 金 (19,440 + 25,000)		44,440円	
	そ の 他 ()		円	
	合 計		90,760円	

※ 届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。
 ※ 往復割引適用後の運賃 9,610円×0.9＝8,640円（10円未満切捨て）

■稲次議員 研修経路

・平成 30 年 1 月 29 日（月）

加古川市役所→（徒歩）→加古川駅→（JR）→西明石駅→（新幹線）→新神戸駅→（新幹線）→名古屋駅→（地下鉄）→栄駅→（徒歩）→会場→（徒歩）→栄駅→（地下鉄）→名古屋駅→（新幹線）→品川→（JR）→池袋駅

・平成 30 年 1 月 30 日（火）

会場→（徒歩）→池袋駅→（JR）→東京駅→（新幹線）→新神戸駅→（新幹線）→西明石駅→（JR）→加古川駅→（徒歩）→加古川市役所



出張調査研修報告書

平成30年 5月 10日

市議会議長様

会派名 新市民クラブ

出張者氏名 稲次 誠



印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日程 平成30年 1月 29日 ～ 平成30年 1月 30日

視察先 名古屋、東京

視察（調査）事項

1月29日（月） 【NOMA行政管理講座】

「政務活動費のあり方と事例検討～適正支出・透明性確保のための要点～」

1月30日（火） 【地方議会総合研究所】

「効果的な質問・質疑を目指して」、「一般質問から始める議員提案条例」

「不穏当・不規則発言にどう対応するか」

復命事項（所見及び感想）

※別紙参照

出張に伴う経費の精算

前渡金額 90,760 円

精算額 90,440 円 過不足額 -320 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。 ※乗車は新幹線によるもの。

報告日 平成 30 年 2 月 16 日 (金)

【NOMA 行政管理講座 (名古屋地区)】

研修日：平成 30 年 1 月 29 日 (月) 10:00~16:00

参加者数：19 自治体 議員 5 名、議会事務局 15 名

◆「政務活動費のあり方と事例検討～適正支出・透明性確保のための要点～」

講師：議会事務局研究会共同代表

三重県地方自治研究センター 上席研究員

(元) 三重県議会事務局 次長

高沖 秀宜 氏

受講者：新市民クラブ

稲次 誠

1) 政務活動費とはなにか

【地方自治法 第 100 条】

14 項) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 項) 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 項) 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(地方自治法より抜粋)

・ 条例にうたわれている「議員の調査研究その他の活動に資する」とあるが、「調査研究」と「その他の活動」の間には句読点はなく、つまり別物ではなく、調査研究とそれに関わるその他の活動であり、一つの活動である。

・ 使途の透明性の確保 《() 内は加古川市の現状》

ア) ホームページへの収支報告書の記載。⇒ 見に来てもらうのではなく、見てもらう。(○)

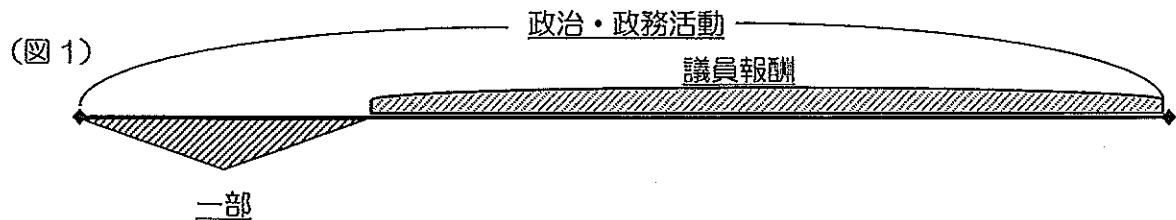
イ) 公開窓口の設置。(○)

ウ) 領収書添付義務の強化。⇒ 全ての使途において領収書の添付 (旅費、交通費含む) (△)

工) 活動報告書、視察報告書の作成及び公開。(○)

- ・政務活動費がなぜ第二の報酬と言われるのか

⇒議員の政治・政務活動を行い報酬が支給されている。加えて必要な経費の一部に対し、政務活動費が支給されている。よって図1のようにとらえられる。逆に、このような構図からすると、議員としての活動を行っているのであれば、政務活動費が余るのはおかしいとも言われる。



※議員と有権者の感覚との大きなズレを自覚すること。そのことと真摯に向き合わない限り、政務活動をめぐる問題の再発防止の道はない。

- ・政務活動は、実費弁償を旨とすべき。

⇒旅費条例の考え方とは異なり、宿泊費の定額支給は改めるべき。

(委員会視察や議員派遣のように、命令権者から命令されて行く公務出張とは異なり、議員が自発的に行うものとの認識が必要。)

- ・まずは議員活動を積極的に行うことが前提。そして、政務活動費を活用した実績は議員に立証責任があり、住民を納得させることが重要。

2) 政務調査費の法的性質

3) 政務調査費から政務活動費へ

4) 政務活動費交付条例・規程の制定

- ・政務活動費の経費の範囲について条例で定めることとされている。

⇒法律で定められていない。つまり責任は、自治体及び議会にある。

5) 政務調査費に関する判例

- ・裁判において明確なものは法令。法で定められているのは調査研究のみ。その他の活動となると、裁判官の目は厳しくなる。⇒その他の活動の部分の幅を広げると、成果を証明することは難しく、市民の理解も得にくく、裁判になった際、厳しい結果となる。
- ・議員の資質向上を目的とする場合は、私費(報酬)で行うべき。
- ・飲食に関わるものは省くべき。

【当日確認事項】

- ・広報誌の発行について…議員個人または会派で発行しても構わない。
- ・新聞折込み、全戸配布は可能、特定世帯への配布は不適切。
⇒費用対効果、財政負担は関係なく、効果の立証と公平性が問われる。

中身が議員活動か議会活動かどうか問われる。

- ・書籍購入費、定期購読、新聞等も対象とするのは厳しい

※政務活動費を使用した場合、自治体にどれだけ還元できるかが重要となる。判例においても、この部分が明確にならないといけないが、成果を立証することは非常に困難である、必用な部分のみを対象としなければ、返還を求められることが多く見受けられる。

6) 政務活動費の現状と課題

①政務活動費の後払い方式に制度化することも一方策

(本来、政務調査、活動は、自治体のために政策の質を向上に向け行うものであり、先払いであるべきであるが、不適切な使用が見受けられるようであれば検討が必要。)

②使途を調査研究に限定すること。(その他は私費で行う)

③使用後の政策的効果をどのように判定するのか

④審査する第三者機関を設置できるか

⑤ネット公開など情報公開の徹底化を図ること

⑥議会事務局がどこまでチェックできるか

7) 政務活動費の見える化(使途の透明性の確保)

- ・インターネット及び窓口での領収書の公開

8) 政務活動費と政策立案

①議員の役目 ⇒ 「政策の質の向上」

※これを果たすために、政務活動費を活用する。また政務活動費を活用する以上、これを果たさなければならない。

- ・ある問題を解決するために政策を構想し、政策を実現するために必要な枠組みを創り上げる能力。つまり、政務活動費をつかって調査研究をやり、その研究した結果、何らかの政策に練り上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかどうかポイント。

②政策立案において、課題を解決するための有効な政策をまとめる。

ア) 何が問題か

イ) 政策を開発し実施することで何が利益なのか

ウ) どのようにアプローチをする必要があるのかまた有効なのか

⇒これらの点を政務活動費をつかって調査すべき。

- ・使途の拡大ではなく質の充実強化が必要。

③予算案は大まかなもので、気付かない点、修正が必要な点があって当たり前。

修正しないなんてことはあり得ない。(何年も修正されていないことが続く議会は疑問)

④長も議員も選挙によってえらばれる。互いに質の向上を図るべき。

9) 政務活動費に関する議会事務局の役割

- ・過去の判例

10) 今後の政務活動費のあり方

- ・使途の拡大ではなく質の充実強化が必要である。

まとめ)

今回本研修を受講した経緯に、昨年議会改革検討会において、政務活動費の使途の内、「旅費」と「会派広報誌」について議論されました。「旅費」については、我々の会派としては実費精算及び宿泊領収書の添付を義務付けるべきとしましたが、現状の市役所職員の旅費条例に準じ、定額支給及び宿泊証明書の添付にとどまりました。これまでに日当の廃止を行いました。政務活動費の性質からすると、「実費精算が必要なのでは？」との思い。また会派広報誌においては、配布対象については、経費の面で見えるのか、配布先の公平性で見えるのかなど課題はあるものの、会派であっても、議員個人であっても発行できるべきと主張しました。この様な疑問や課題に対し、理解を深めるために受講いたしました。

加古川市議会において、政務活動費の取り扱いの中で、収支報告書の公開は勿論、他の自治体と比べインターネットでの領収書及び報告書の公開等、着実に進められている。ただ本質である政務活動、政策への反映等どのように実績に結びついたものか、立証と市民への説明についてはまだ完全でないところは存在する。

今後、旅費の実費精算、この他、広報誌への充当に対して、効果と法的性質の面も考慮し、整理する必要があることも理解しました。

政務活動費については、「責任は議員にあり、改善にむけては議員が自発的に行わなければならない」が大前提である。使用するにあたっては、議員が市民のため、自治体のためにどの様に反映し、理解されるよう活動していかなければならないか、あらためて私自身、深く考えました。また議会全体として、今後も課題の改善に向け取り組んでいきたいと考えます。

以上

【地方議会総合研究所】

研修日：平成 30 年 1 月 30 日（火）10:00 ～ 16:45

参加者数：20 自治体 議員 36 名

◆「効果的な質問・質疑を目指して」

講師：（元）全国都道府県議会
議長会議事調査部長
野村 稔 氏

受講者：新市民クラブ
稲次 誠

1) 質問と自己の意見との関係

【質問】…当該団体の事務全体を対象とし、質問点と意見を発言できる。（質問と意見は 5：5）

⇒質問において執行部の批判が多い場合、相手の足を引っ張るだけで、あまり意味がない。

【質疑】…議題となっている議案等を対象とし、議案等の質問内容や効果を発言できる。

- ・議員が質問で意見を述べる場合は、通告した質問の何点かは、「政務活動費で調査したところによると」と前置きして発言することが望ましい。これにより政務活動費が効果を上げていることを市民が知る。

2) 検討・善処答弁への対応

- ・「前向きに」「検討します」「善処します」の答弁は、極端に言えば現時点では「できない」との答弁であり、質問議員に配慮した答弁ともいえる。
- ・議員は次以降の定例会において、「検討」「善処」の結果について質問する必要がある。その場限りの答弁で終わらせてはならない。ある議会では、会期終了後、議長が長に対し「検討」「善処」の結果を次の定例会の数日前までに文書で議長に報告することを要求することも考えられる。

※長からの回答は、各議員に配布する。また、議会広報に掲載する。この際、発言した議員の名前は不要で、行政の誰が何を言ったかが市民が知りたい情報である。

3) 文書質問制度の検討

- ・議会における言論（質問、質疑、討論等）は、口頭によることを原則とする。しかし、例えば、質問の持ち時間がない場合、また質問終了後に生じた事態について緊急質問をするほどではない場合、原則として質問することはできない。
地方議会では、質問は口頭によるものとし文書質問を規定していないが、地方自治法は文書質問を禁止していないので、当該議会の会議規則で文書質問を規定すればよい。

4) 日常活動で得た事項で質問・質疑を

5) 執行機関の本音の答弁を追求しない

6) 必要により現場を見る（議員派遣・委員派遣）

7) この他、委員会関係の留意点

- ・議会閉会中の継続調査事件を多く取り上げ、調査終了までと議決するのならば、閉会中の突発事件に対応できる。（公務として調査するために継続をはかる）

◆「一般質問から始める議員提案条例」

講師：(元)衆議院法制局参事

議会事務局実務研究会呼びかけ人

吉田 利宏 氏

1) 一般質問の意義

①質疑と質問の違い

②一般質問をめぐる「改革」

【方法の改革】

- ・ 一問一答式の導入
- ・ 質問回数数の撤廃
- ・ 質問時間枠の制定、拡大
- (・ 場合によって反問権)

【内容の改善】

- ・ 行政監視機能や政策提案機能を意識しての改善

残念な一般質問、もったいない一般質問)

- ①公表数字を確認するだけの質問
- ②論点を入れすぎてぼやけてしまった質問
- ③一般質問、代表質問としては個別要求的すぎる質問
- ④合理的な根拠や論拠がない批判に基づく質問
- ⑤その自治体が関知できない国や他の自治体の事柄についての質問
- ⑥自身の政治信条の演説に終始している質問
- ⑦一問一答方式のやりとりを続けるうちに混乱してしまった質問
- ⑧執行部への謝辞は時間の浪費なことも

※一問一答方式の賛否

賛…細部まで絞り込んで追求でき、主旨、論点をはっきりさせる。

否…絞り込んでいるつもりが、質問が多岐にわたり論点がぼやけ混乱する。また必然的に時間は長くなる。

賛否を論ずる際、やりやすい、やりにくいの差で選択するものではない。

良い質問の要素)

- ①主張に一貫性があること
- ②具体的な目標が示されていること
- ③目標との関係で執行部に数字やデータを尋ねること

- ・ 一般質問、代表質問は市長に問えるチャンスであり、議員がアピールできる機会
(大きな時間、労力をかけ、アピールに終わってはいけない)

2) 行政の対応と一般質問

①行政対応を意識する

- ア) しばらく様子を見る
- イ) やれる範囲で工夫する

- ウ) 予算を採って対応する
- エ) 法改正・条例改正をする

※「善処する」又は、「鋭意検討する」との答弁に対しては必ず次回以降進捗を確認すること。

②議員提案条例は行政監視機能の延長線上にある

- ・議員提案条例を制定することが前提でない。
- ア) 議員提案条例は行政監視機能を発揮する中で生まれる
- イ) 議員提案条例を作ることばかりが議会の立案機能の発揮ではない

参考) 行政が挙げる条例と議員提案の条例の数を比較すると 100 : 0.3 とマスコミが取り上げるが、行政条例の内、政策条例の数は十数本である(講師談)

- ・無理に議員立法をしなくても、監視機能をしっかりしておけば、自ずと出てくる。

3) 改革につなげる一般質問のスキルとは

①具体的な目標(提案)との関係で執行部に数字やデータを尋ねる

例) 今日のおかずは「餃子」にしたい!

今日のおかずを 「餃子」にする理由	「おいしさ」からの 必要性	・子どもはみんな大好き ・パパのビールのあてにピッタリ
	家計のやりくりからの 必要性	・餃子は 20 個で 300 円。 しかも、今日は特売日
	栄養面での必要性	・同時に具材の野菜も食べられる ・スープ餃子にするとさらに野菜がとれる
「餃子」に対する批判	口臭面での不安	・朝までに口臭は解消する

②批判を意識する

- ・主張は批判を想定して練り上げることで、成熟するし、他人への説得力も増す。
⇒政策立案にはとても大切

参考) 講師が法制局で質問を作っていた時の気付き

- ア) 批判を少しでも多く抽出する。また行政からの批判に対する対策を作っておく。
批判をカットするのではなく、受け入れ、跳ね返す事が更に理解を深める。
- イ) 可及的速やかに実施できないのであれば、そこに原因があるのではないか。

③目標までの道筋を示す

- ・それぞれ山の登り方が違う。執行部とは違うし、他の議員とも違うかもしれない。その上り方を示すのが一般質問

※「現状はどうなのか」「何が課題か」「どうやって登るのか」と丸投げの質問になってはならない。

④問題解決まで何度でも尋ねる

※市民の声を届けるだけのメッセンジャーになってはいけない。

⑤問題意識の議会（委員会）での共有化

4) 一人でできる法的調査・条例立案

①問題に対し、3 対応分類でアプローチする

⇒予算、方策・進め方、制度化や条例・規則の改正

②他の自治体の情報を集める

5) セカンドオピニオンの重要性

◆「不穏当・不規則発言にどう対応するか」

講師：地方議会総合研究所代表取締役（
明治大学政治経済学部講師

廣瀬 和彦 氏

1. 議員の発言

1) 発言自由の原則（会議原則）… 議員は議員としての職責を全うするために議員としての発言が十分保証されること。

2) 国会議員と地方議員の発言に対する補償の違い

国会議員 … 憲法 51 条で免責特権あり

地方議員 … 憲法・地方自治法ともに規定なし

・名誉棄損罪と侮辱罪

名誉棄損罪（刑法 230 条）… 公然と事実を摘示して人の名誉を棄損する

侮辱罪（刑法 231 条）… 事実を摘示しないで公然と人を侮辱すること

3) 発言における品位の保持

・本会議や委員会の場合は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に
関係のない個人の問題を議論すべきではないこと。

・無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごう
とすること。

4) 無礼の言葉

・議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する
言葉。（議会の状況によっては、不穏当に該当するものとししないものがある）

5) 他人の私生活にわたる言論の禁止の意義

・法 132 条で他人の私生活にわたる言論を禁止する主旨

⇒議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許されず、また公の問題を論じ
ていてもその発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを
許さないとする規定。

6) 議員の発言手続き

- ・標準市議会会議規則 50 条…発言は全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。
- ・地方自治法…普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

7) 不規則発言

- ・黙認される不規則発言…議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効果からある程度黙認。
- ・問題となる不規則発言…明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

8) 不規則発言に対する発言者の対応

- ・原則…不規則発言に対し無視して発言を続ける。
- ・例外…発言者が看過できないような場合には、議長に対し注意を喚起する発言。

9) 不穏当発言の意義と基準

ア) 無礼な発言（自治法 132 条）

イ) 他人の私生活にわたる発言（ // ）

ウ) 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

例) ・家に投書があったのですが・・・

・噂によれば・・・

・聞いたところによれば・・・等

エ) 基本的人権を侵害する発言

10) 発言の引用に当たっての留意

- ・新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合
- ・うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合

11) 不穏当発言への対処方法

ア) 対処方法

- ・議事運営における対応…発言の取消しにより対応
- ・会議録における取り扱い…原則として記載する必要はない。
（会議録原本を修正すると、公文書偽造に当たる。配布用議事録の修正を行う）
- ・秩序違反としての対応…侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

イ) 発言の取消し方法

- ・発言者自身による発言の取り消しを行う場合
- ・法 129 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し保留の宣言の場合
- ・他の議員による発言取り消しを要求する動議の場合

ウ) 発言の取消しと当該発言に対する議員の責任の関係

- ・発言の取消しが議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったこととなる。
- ・発言取消しの効果によって当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない。

エ) 会議録における取り扱い

- ・発言者が不規則発言に関連した場合、正規の発言だけを記載しても発言内容として十分でないため正規の発言を補完するため不規則発言を会会議録原本に記載する。
- ・不規則発言が品位を欠き不穏当発言であるときは懲罰の対象となることからその内容等に

よって会議録原本に証拠として記載する必要がある。

オ) 侮辱に対する処分要求

- ・議員は本会議又は委員会において他の議員から侮辱を受けたとき、議長に対し侮辱した議員に懲罰を科するよう要求することができる権利

※侮辱に対する処分要求は懲罰処分を意味する。

カ) 処分要求を行うことができる者と処分要求者の相手方の範囲

- ・処分要求を行うことができる者…侮辱を受けた議員のみ
- ・処分要求の相手方…議会の構成員である議員のみ

キ) 処分要求の要件

- ・侮辱された年月日
- ・侮辱を与えた議員の氏名
- ・会議の種類
- ・侮辱の内容

ク) 処分要求不受理（事例）

- ・被処分者の氏名が把握されていなければ、受理されない

※複数名の野次等あれば特定が困難

ケ) 侮辱に対する処分要求

- ・侮辱に該当するかどうかの判断権は侮辱を受けた議員の判断にゆだねられている

⇒客観性は必要でない

コ) 処分要求の制約

場所	本会議場及び委員会における議員の言動が対象
時間	標準市議会会議規則 160 条 2 項 <u>侮辱を受けた日から起算して 3 日以内</u>
発言	本会議又は委員会における議員の発言に限定

サ) 執行機関による侮辱発言又は議員の執行機関に対する侮辱発言に対する措置

- ・上記発言の場合は処分要求をすることは出来ない

⇒事実上の取り扱いで対応する必要がある。

※会議規則は議員のみに適用。執行部の発言については本人からの申し出がなければ何もできない。

シ) 懲罰

- ・意義…懲罰とは議会の秩序違反者に対する制裁を言う

⇒提出要件は議員の 8 分の 1 以上の発議

- ・懲罰の対象の制約

人	議会を構成する議員に限定
時間	原則として懲罰事犯が発生した当該会期中に行使される必要あり
場所	原則として本会議委員会における言動に限定

ス) 議場外での行動に対する懲罰の是非

- ・最高裁判例…議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができない

※懲罰については議場内、委員会内での発言、行動にのみが対象。日常生活での事項については、辞職勧告くらい。しかしこれには法的効力がない。

セ) 会議規則 151 条違反の解釈

- ・ 会議規則 151 条…議員は議会の品位を重んじなければならない。
- ・ 会議規則 151 条における品位…議員に対して一般的に議員としての品位を職務外のことについて規定するものではない。

ソ) 議員としての発言に対する責任

- ・ 正当な職務行為による発言に対する責任
- ・ 違法な職務行為による発言による責任
- ・ 最高裁判例…議員の一般質問における発言により第三者に違法に損害を与えた場合、議員個人として責任を負う必要があるのか ⇒ なし
議員の本会議場における一般質問は国家賠償法 1 条 1 項における公務員がその職務を行うに該当するか ⇒ 該当する

2. 一般質問

1) 効果的な質問を行うに当たって

- ・ 準備と留意点
- ・ より良い答弁に向けての方策
- ・ 構成

参考) 一問一答方式は有効な手段であり、導入する議会も増えている。

メリット…・一点集中で本質の議論が行える。

- ・ 答弁に対し、質問を繰り返し、執行部に問題点を納得させる。

(浅く広くも悪くないが、論点がブレる)

注意点…深く追求するあまり、新たな項目の質問が発生する等、元々の論点がズレ、何を求めているかが分からなくなる。

まとめ)

日々、議会および理事者との間では多くの議論が交わされています。その間、多くの職員、議員の時間と労力が費やされています。また議会における会議は会議規則に則り、議員が発言をしている中で、自身の発言が適切なのか、また発言の責任についても理解と確認が必要であり、議会運営にも反映しなければならないと考え、本講座を受講いたしました。

本講座において、法に関わる規則や問題をはじめ、議員自身の資質、品位に関わる多くの事例についても講義がありました。その中で、自身の 4 年間を振り返り、反省と今後の課題に向けても気づきがありました。一般質問においても、本会議場では限られた時間、状況の中、答弁に対し理解しきれていない自身の欠点を補い良い結果へと結びつけるためにも、これまで以上の準備、方策が必要と感じました。また発言については、決して言葉少なになり、議会の議論を簡素化するわけではなく、適切な発言、品位ある発言を心掛け、議会全体としても円滑な議会運営に取り組まなければならない、自らの資質向上に努めながら、議会として議員として責任を果たしたいと思います。

以 上

平成29年9月

都道府県議会議員
都市町村議会議員
市町村議会議員
各議会代表者
長
議員
議員
議員
代表者
局長
殿

1/8 FAX (済)

一般社団法人日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA行政管理講座のご案内

[平成30年1月29日(月)開催]

地方議員・事務局職員のための

政務活動費のあり方と事例検討

～適正支出・透明性確保のための要点～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政務活動費は、各自治体の条例により運用方法が定められておりますが、ルールが不明確な部分もあり、実際に政務活動を行なう地方議会議員にとって、申請が適切か不適切かの判断が難しいケースも少なくありません。特に近年は、住民からの高い信頼を得た政務活動を行なうためには、透明性の確保をはじめとした、政務活動費の適切な活用が必須となっています。

本講座では、三重県議会事務局次長として、議会運営及び改革推進の実務を担ってきた高沖秀宣氏を講師とし、適切な政務活動費のあり方を、豊富な事例・判例をもとに解説・検討致します。

時節がらご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

日 時：平成30年 1月 29日(月) 10:00～16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

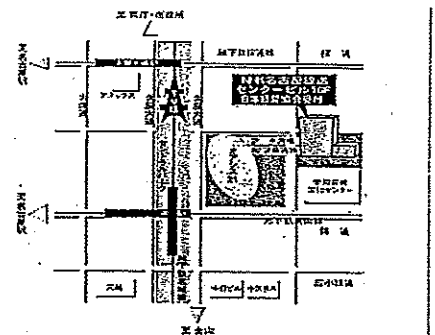
講 師：議会事務局研究会 共同代表

三重県地方自治研究センター 上席研究員

(元)三重県議会事務局 次長 高沖 秀宣氏

加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	18,000 円	1,440 円	19,440 円
一 般	20,000 円	1,600 円	21,600 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)増田より徒歩5分
地下鉄有楽線(5分)久屋大通りより徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(東口)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直達

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までにお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込のお取消は、開催日の3営業日前までにご連絡ください。
- ・負担金は返却いたしかねますので、ご参加申込の方のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書が必要な場合は裏面をご参考のうえご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。

ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当：山田・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

講義項目

- 1 政務活動費とは何か
 - ・「第二の報酬」といわれるのは何故か?
 - ・「調査研究その他の活動に資するため」の意味
 - ・政務調査費と政務活動費の対象経費
- 2 政務調査費の法的性質
 - ・贈与の法的性質
 - ・法的な対価関係と使途の制限
- 3 政務調査費から政務活動費へ
 - (1) 地方自治法改正の経緯
 - (2) 政務調査費と政務活動費の異同
 - (3) 政務活動費への転換による議会・議員活動の拡大
 - ・「その他の活動」の意義と具体的範囲 等
- 4 政務活動費交付条例・規定の制定
 - (1) 議会3団体の「条例」の例
 - (2) 独自基準の策定

具体的な問題点の例示

- ・議員の代わりに「雇用する職員」が要望書を届けに行く、取りに行く等の際は交通費を支給できるか?
- ・「猫の飼育法」等を記した書籍は資料として扱えるか?
- ・秘書業務の委託費として支出している費用は人件費か?

5 政務調査費に関する判例

判例による事例検討

- ・会議費…会場費、飲料代、菓子代、弁当代、酒食代
- ・PC、カメラ、液晶プロジェクタ等の耐久消費財
- ・大学等の学費
- ・花等の装飾代 等

- 6 政務活動費の現状と課題
 - (1) 団体別支給額・支給状況
 - (2) 課題 ～後払い方式、効果判定、情報公開の徹底
- 7 政務活動費の見える化 ～使途の透明性の確保
 - ・領収書の公開 ～インターネット、窓口等それぞれの現状と効果
 - ・領収書の添付義務の強化
- 8 政務活動費と政策立案
- 9 政務活動費に関する議会事務局の役割
 - (1) 情報提供

議員から「〇〇は政務活動費で使えるか?」と問われたら

 - ・資料の提供…地裁・高裁判決にはばらつきがあることに注意
 - ・判断するのは議員…議員が判断するからこそ「説明責任」
 - ・議会事務局が「指示・決定」することは避ける
 - (2) 徹底した形式審査
 - ・「議員活動の自主性の尊重」と「透明性の確保」
- 10 今後の政務活動費のあり方
 - (1) 法制度(条例)上の改善点
 - ・交付対象、交付額の見直し
 - ・議長の調査権の(実効性確保)
 - ・収支報告書の添付書類の見直し 等
 - (2) 新聞報道による政務活動費チェック

疑問視されかねない支出例

- ・外車(高級車)のリース代
- ・事務所の雪下ろし代
- ・コンサート入場券
- ・大量のパソコン・関連機器代

政務調査費に関する判例の態様

- ・研修、視察費
- ・土産代
- ・払込手数料
- ・事務所費
- ・人件費
- ・携帯電話代
- ・自動車関連(ガソリン代、高速代、保険料 等) 等

<講師紹介>

議会事務局研究会 共同代表・三重県地方自治研究センター 上席研究員・(元)三重県議会事務局 次長 高沖 秀宣 氏

1953年三重県生まれ。京都大学法学部卒。三重県庁入庁後、総務部、知事公室、人事委員会事務局等を経て、2002年より議会事務局。政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、議会事務局次長を歴任。2006年には都道府県議会初となる議会基本条例の策定事務を実務担当。2014年1月 議会事務局研究会共同代表。4月 三重県地方自治研究センター上席研究員。
 【著書】『二元代表制に惹かれて』(公人の友社、2013年)
 【編著】『先進事例でよくわかる 議会事務局はここまでできる』(学陽書房、2016年)

日本経営協会・中部本部 山田 務 (この面をそのままFAXしてください)

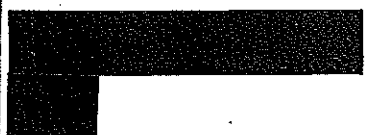
FAX(052)952-7418

様

☒ 日本経営協会会員 ☐ 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60009507 「地方議員・事務局職員のための政務活動費のあり方と事例検討」講座・参加申込書

H30/1.29

ふりがな 団体名	加古川市議会 新市民777	Tel Fax	(079)427-9303 (079)424-9063	参加料は ☐ 郵便振替 ☒ 銀行振込 で納入予定 (レ印を付けてください)
所在地	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川北在2000			必派遣責任者 (ご連絡担当) 所属・役職名 新市民777 氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	稲次 誠 印 <通信欄> 
	イナジ マコト	市議会 議員	3 年 6 月	
			年 月	
			年 月	

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ ☐ その他

宛)

・4名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。 ☐

議員・職員のための

質問・質疑で議員力を高める

in 東京

1/11 申し込み(済)

1月30日(火)

10:00~12:00

13:30~15:00

15:15~16:45

効果的な質問・ 質疑を目指して

1. 質問と自己の意見との関係
2. 検討・善処答弁への対応
3. 文書質問制度の検討
4. 日常活動で得た事項で
質問・質疑を
5. 執行機関の本音の答弁を
追及しない
6. 必要により現場を見る
(議員派遣・委員派遣)



講師 野村 稔

【元全国都道府県議会
議長会議事調査部長】

法政大学法学部卒。全国都道府県議会議長会で議事調査第一部長、議事調査部長を歴任。現在、全国都道府県議会議長会議制度研究アドバイザー。著書に「議員・職員のための議会運営の実際」1~24(自治日報社)、「地方議会ウォッチング」「地方議会への26の処方箋」「地方議会改革宣言」「地方議会の底力」(ぎょうせい)等多数。

一般質問から始める 議員提案条例

1. 一般質問の意義
2. 行政の対応と一般質問
3. 改革につなげる一般
質問のスキルとは
4. 一人でできる法的調査・
条例立案
5. セカンドオピニオンの重要性



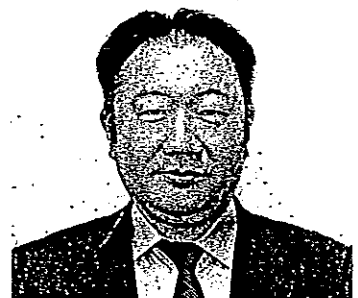
講師 吉田 利宏

【元衆議院法制局参事・議会事務局
実務研究会呼びかけ人】

元衆議院法制局参事。議会事務局実務研究会呼びかけ人。早稲田大学法学部卒。著述業の傍ら、大学講師、議会アドバイザー、各種審議会委員などを勤める。主な著書に、「元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術 第3版」(ダイヤモンド社)、「つかむ・つかえる行政法」(法律文化社)、「新・法令用語の常識」(日本評論社)などがある。「議会コンシェルジュ」(議員NAVIプラス)、「最新・政策条例の勘どころ」(地方自治職員研修)を連載。

不穏当・不規則発言 にどう対応するか

1. 不穏当発言の該当基準
2. 不規則発言とその取扱い
(1)議事運営・会議録における対応
(2)秩序違反としての対応
3. 議場外における不穏当
発言の取り扱い
4. 議員としての発言に
対する法的責任



講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・
明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<http://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加される方はチェックボックスに

☒ をお願いいたします。

1月30日(火)10:00~16:45

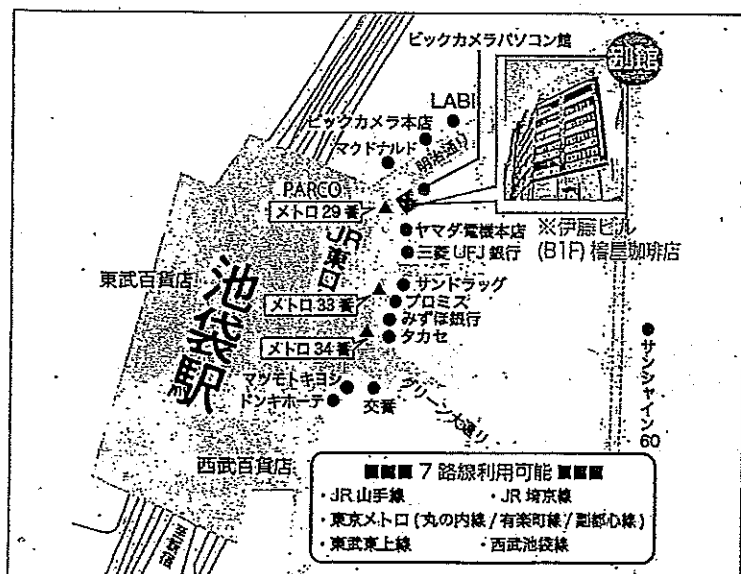
効果的な質問・質疑を目指して

一般質問から始める議員提案条例

不穏当・不規則発言にどう対応するか

フリガナ			
お名前			
貴議会名			
領収書 お宛名			
ご住所	(〒 -)		
TEL	()	-	
FAX	()	-	
E-mail	@		

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズに対応できます。



受講料 1日:25,000円(税込)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄29番出口 徒歩10秒

会場—アットビジネスセンター池袋駅前別館
804号室

東京都豊島区東池袋 1-6-4

「お問い合わせ・事務局」

(株)議会総研

経理要領 様式第1号

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-1 9
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	資料購入費	金 額	4,428円
内 容	BAN-net15Mコース利用料 (2018/1/1~1/31)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス㈱	支払年月日	平成30年2月27日
備 考	会派執務室用利用料		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

〒675-0031
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所

新市民クラブ

〒675-0039
兵庫県加古川市加古川町粟津26-2

様

領収書番号 : 4051

領収日付 : 2018/02/27

BAN-BANネットワークス(株)

〒675-0039

兵庫県加古川市加古川町粟津26-2

TEL 0120-34-1442

FAX 079-420-3734

領収書

2018年02月 ~ 2018年02月 領収分

¥4,428-

請求日	項目	請求期間
2018/02/27	BAN-net15Mコース利用料	2018/01/01 ~ 2018/01/31

< 切り取り線 >

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-3-2 10
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	15,660円	
内 容	会派執務室備付けコピー機のリース代（2月分）			
支 払 先	シャープファイナンス	支払年月日	平成30年3月5日	
備 考	会派政務活動用資料の印刷に使用			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

領 収 証

発行日 平成30年 3月10日

675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会 新市民クラブ
御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

06-4964-6307

【営業時間 9時～17時30分(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成28年11月11日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルカラーフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成28年11月11日から 平成31年11月10日まで (36ヵ月)		
お支払合計額		563,760 円	内消費税額 41,760 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

銀行		支店		口座番号	*****
預金種別		口座名義人	シソシミンクラブキイタツン カイキ		

お取扱店 大西事務株式会社

TEL 079-420-9810

お支払明細

作成日 平成28年12月 5日

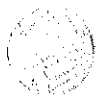
このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	29: 1	15,660 円	1,160 円	5,481,000 円
2	29: 1	15,660 円	1,160 円	5,324,440 円
3	29: 2	15,660 円	1,160 円	5,167,880 円
4	29: 3	15,660 円	1,160 円	5,011,320 円
5	29: 4	15,660 円	1,160 円	4,854,760 円
6	29: 5	15,660 円	1,160 円	4,698,200 円
7	29: 6	15,660 円	1,160 円	4,541,640 円
8	29: 7	15,660 円	1,160 円	4,385,080 円
9	29: 8	15,660 円	1,160 円	4,228,520 円
10	29: 9	15,660 円	1,160 円	4,071,960 円
11	29: 10	15,660 円	1,160 円	3,915,400 円
12	29: 11	15,660 円	1,160 円	3,758,840 円
13	29: 12	15,660 円	1,160 円	3,602,280 円
14	30: 1	15,660 円	1,160 円	3,445,720 円
15	30: 2	15,660 円	1,160 円	3,289,160 円
16	30: 3	15,660 円	1,160 円	3,132,600 円
17	30: 4	15,660 円	1,160 円	2,976,040 円
18	30: 5	15,660 円	1,160 円	2,819,480 円
19	30: 6	15,660 円	1,160 円	2,662,920 円
20	30: 7	15,660 円	1,160 円	2,506,360 円
21	30: 8	15,660 円	1,160 円	2,349,800 円
22	30: 9	15,660 円	1,160 円	2,193,240 円
23	30: 10	15,660 円	1,160 円	2,036,680 円
24	30: 11	15,660 円	1,160 円	1,880,120 円
25	30: 12	15,660 円	1,160 円	1,723,560 円
26	31: 1	15,660 円	1,160 円	1,567,000 円
27	31: 2	15,660 円	1,160 円	1,410,440 円
28	31: 3	15,660 円	1,160 円	1,253,880 円
29	31: 4	15,660 円	1,160 円	1,097,320 円
30	31: 5	15,660 円	1,160 円	940,760 円
31	31: 6	15,660 円	1,160 円	784,200 円
32	31: 7	15,660 円	1,160 円	627,640 円
33	31: 8	15,660 円	1,160 円	471,080 円
34	31: 9	15,660 円	1,160 円	314,520 円
35	31: 10	15,660 円	1,160 円	157,960 円
36	31: 11	15,660 円	1,160 円	0 円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-3-3 11
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	資料作成費	金 額	4,320円	
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代（2月分）			
支 払 先	大西事務株式会社	支払年月日	平成30年3月2日	
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

係	員
	

経理要領 様式第1号

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-4 12
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	5,616円
内 容	事務用品の購入		
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成30年 3月 5日
備 考	会派での資料整理に使用 (キングファイルA4×4冊) <本体額5,200円、消費税416円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			



STATIONARY FOREST

兵庫県加古川市加古川町北在家793-1

TEL: 079-451-1155

領収書

2018/03/05 (月) 16:47

No 0180

収 入

印 紙

新市民クラブ 様

¥5,616-

(本体価格 8% 5,200)

(内消費税 8% 416)

内訳



STATIONARY FOREST

兵庫県加古川市加古川町北在家793-1

TEL: 079-451-1155

***** ご利用明細 *****

2018/03/05(月) 16:46 店0001 No 0180

担当者

コード	品 名	数	単価	金 額
-----	-----	---	----	-----

4971660018765	キングファイルSDDE A4S グレー	2	1,300	2,600
4971660018758	キングファイルSDDE A4S 青	2	1,300	2,600

8%外税対象額	5,200
消費税(8%)	416

合計	4点	¥5,616
----	----	--------

お預り	¥10,000
お釣り	¥4,384

ご利用ありがとうございます。



0201803050180000

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-5 / 3
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 2 9 年度
項 目	資料作成費	金 額	7 2, 1 4 4 円
内 容	平成30年度 一般会計予算審議検討資料作成 (予算額対前年度新旧比較資料、4部)		
支 払 先	株式会社ソシオイノベーション	支払年月日	平成30年3月 14 日
備 考	平成30年度予算額の適正審査に使用するため (本体額 66,800円、消費税額5,344円)		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			

領 収 証

新市民クラブ

様

No.

★ ¥ 72,144 -

内 訳
現 金
小切手 /
手 形 /

但

H30 年 3 月 14 日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-99



株式会社 ソシオイノベーション

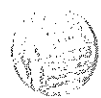


平成30年度
加古川市一般会計予算審議検討資料

歳出予算事項別明細書

	予算額	予算額	差 額	ページ
74				74
議会の運営に要する職員給与費	94,101	94,537	△ 436	
今年度 11 人 前 11 人 差 0 人				
給料	48,170	48,523	△ 353	
職員手当等	29,676	30,123	△ 447	
共済費	16,255	15,891	364	
(議会事務局総務課所管)				
(議事総務課所管)				
議会運営事業	408,878	416,521	△ 7,643	
報酬	207,330	209,442	△ 2,112	
職員手当等	89,699	89,011	688	
共済費	77,402	83,107	△ 5,705	
旅費	7,687	7,921	△ 234	
交際費	1,000	1,000	0	
負担金、補助及び交付金	25,760	26,040	△ 280	
市議会の会派及び議員に 対する政務活動費補助金	25,760	26,040	△ 280	
議会管理事業	23,754	58,746	△ 34,992	
報償費	18	26	△ 8	
旅費	2,485	2,683	△ 198	
需用費	12,333	13,104	△ 771	
役務費	360	263	97	
委託料	5,384	6,311	△ 927	
会議録作成委託料	2,430	2,184	246	
議場内テレビカメラ	0	270		
議場放送設備等保守点検委託料	303			
システム保守点検	0			
委託料				
議場放送設備等保守 点検委託料	0	238		
議会放映事業委託料	1,728	2,728	△ 1,000	
会議録検索システム	891	891	0	
管理業務委託料				
議員名簿(点字)作成業務委託料	32			
使用料及び賃借料	941	638	303	
備品購入費	587	34,089	△ 33,502	
負担金、補助及び交付金	1,646	1,632	14	
全国市議会議長会負担金	925	925	0	
近畿市議会議長会負担金	91	91	0	
兵庫県市議会議長会 負担金	134	134	0	
東播・淡路市議会議長会 負担金	60	60	0	
全国市議会議長会研究 フォーラム参加負担金	21	21	0	
東播・淡路市議会議長会 事務局長研修会負担金	10	10	0	
二市二町議会議長会負担金	50	50	0	
二市二町議会議長会 研修会負担金	0	30		
全国自治体病院経営 都市議会協議会負担金	0	18		
全国都市問題会議 負担金	20	20	0	
全国高速自動車道市議会	20	20	0	

青＝昨年より予算が増減＝昨年より予算が減
 茶色＝昨年は無かった項目
 緑＝昨年度はあったが本年度は無い項目
 所管替え・・・茶色

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-3-6 14
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	993円	
内 容	事務用品の購入			
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成30年 3月20日	
備 考	会派での資料整理に使用 (タックインデックス×2シート、スティックのり×6個) <本体額920円、消費税73円>			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155

領収書

2018/03/20 (火) 11:53

No 0058

収 入

印 紙

新市民クラブ様

¥993-

(本体価格 8% 920)
(内消費税 8% 73)

内訳



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155

**** ご来月用月系田 ****

2018/03/20(火) 11:52 店0001 No 0058
担当者

コード	品 名	数	単価	金 額
4901480400310	タックインデックス中 (青)	1	100	100
4901480400303	タックインデックス中 (赤)	1	100	100
4903076053009	カラーブルー スティック のり	1	120	120
0000049177312	スティック糊ピット ハイ パワーT	5	120	600
8%外税対象額				920
消費税(8%)				73

合計 8点 ¥993

お預り ¥1,000
お釣り ¥7

ご利用ありがとうございます。



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-7 15
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	2,168円
内 容	コピー用紙の購入		
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成30年 3月22日
備 考	会派での資料印刷に使用 (コピーペーパーA4×4冊) <本体額2,008円、消費税160円>		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1

TEL: 079-451-1155

***** ご利用明細 *****

2018/03/22(木) 12:47 店0001 No 0093

担当者

コード	品名	数	単価	金額
4547345001768	マルチコピーペーパー 50 0枚入 A4	4	502	2,008

8%外税対象額 2,008
消費税(8%) 160

合計 4点 ¥2,168

お預り ¥2,200
お釣り ¥32

ご利用ありがとうございます。



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1

TEL: 079-451-1155

領収書

2018/03/22 (木) 12:47

No 0093

収入

印紙

新市良くわ 様

¥2,168-

(本体価格 8% 2,008)
(内消費税 8% 160)

内訳

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-8 16
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	資料作成費	金 額	4,320円
内 容	会派執務室設置コピー機のコピー代（3月分）		
支 払 先	大西事務株式会社	支払年月日	平成30年3月22日
備 考	会派の市政関係資料のコピーに要した費用の支出		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

請 求 書

TEL 079-427-9308
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

新市民クラブ

様

— ビジネス用品とパソコンOA機器 —
大西事務株式会社

兵庫県加古川市尾上町今福405-2
中古パソコン通販 079-420-3991 店舗 079-420-9821
店舗(修理) 079-420-9830 外商部 079-420-9810

代表取締役 大西 定良

品 番	品 名	数 量	単 価	金
1000007987700 85700001	京セラ ノートパソコン 基本料	1	4,000.00	4,000
	検針日3/9			
			消費税	320
日付	2018 年 03 月 16 日	伝票No. 23 U18300868	区分 09	合 計 4,320

振込先 銀行 支店 (1 / 1)

領 収 証

№ 18482

新市民クラブ 様

平成30年 3 月 22 日

¥ 4,320

但し (内消費税 円)

伝票No.

上記金額正に領収致しました

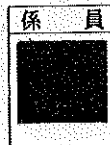
収 入

印 紙

ビジネス用品とOA機器

大西事務株式会社

〒675-0027 兵庫県加古川市尾上町今福405-2
中古パソコン通販 079-420-3991 店舗 079-420-9821
店舗(修理) 079-420-9830 外商部 079-420-9810



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			29-3-9 17
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	5,080円
内 容	パソコン用セキュリティソフトの購入 (ウイルスバスタークラウド 契約1年版)		
支 払 先	トレンドマイクロ株式会社	支払年月日	平成30年3月26日
備 考	会派備付けパソコンのセキュリティソフトのライセンス契約延長 (1台) (本体額4,704円、消費税額376円)		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)

払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

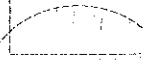
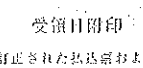
払込人氏名
市民クラブ

畑 広次郎様

ご注文番号: 

金額
5080 円
(内消費税等 376 円)

受取人
トレンドマイクロ株式会社

受領印
コンビニエンス
ストア用
収入印紙貼付欄

受領日附印


金額訂正された払込票およびバーコードのない払込票はコンビニエンスストアでは対応できません。
(コンビニエンスストアへお客様) (お客様)

超早得 \3月31日(土)までの契約更新なら断然お得/ キャンペーン開催中 DM限定!*

*1: 超早得キャンペーンと表示されているDMを受け取られた場合に限りです。

お得なキャンペーン対象商品(契約3年版)は、選べる2種類

オススメ!	2月20日	3月31日	4月30日	2月20日	3月31日	4月30日
ウイルスバスタークラウド + デジタルライフサポート プレミアム 契約3年版	超早得キャンペーン期間	4月の注ポソペン (DM限定)		超早得キャンペーン期間	4月の注ポソペン (DM限定)	
	契約更新料 5%OFF + 契約期間 4ヵ月分 無料延長	契約更新料 5%OFF + 契約期間 2ヵ月分 無料延長		契約更新料 5%OFF + 契約期間 3ヵ月分 無料延長	契約更新料 5%OFF + 契約期間 1ヵ月分 無料延長	

3/31までの超早得キャンペーン期間中なら、4月中の契約更新と比べて、契約期間 **2ヵ月分多く無料延長** が付いて **お得!**

オススメ

プラン1
契約3年版

初心者向け

ウイルスバスタークラウド™ + デジタルライフサポート プレミアム

契約1年版 を 契約3年版 **5%OFF** 今なら

3回更新した合計価格*2

~~22,680~~ (税込) 円 → **15,130** (税込) 円

さらに
お得な特典

契約期間 **4** ヵ月分 (2,520円相当*3) **無料で期間延長!**

つまり 1年ごとに 毎年購入するより **10,070** (税込)*4 円相当も **お得**

プラン3
契約3年版

中級者～上級者向け

ウイルスバスタークラウド™

契約1年版 を 契約3年版

3回更新した合計価格*5

~~15,240~~ (税込) 円 → **11,880** (税込) 円

さらに
お得な特典

契約期間 **3** ヵ月分 (1,270円相当*6) **無料で期間延長!**

つまり 1年ごとに 毎年購入するより **4,630** (税込)*7 円相当も **お得**

*2:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、ウイルスバスタークラウド + デジタルライフサポート プレミアム (以下「サポート契約」といいます) 1年版更新を通常価格(税込7,560円)で3回行った場合の総額(税込22,680円) *3: 4ヵ月分無料期間延長(サポート契約1年版更新通常価格の4ヵ月)相当額(2,520円) *4:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、サポート契約1年版更新を通常価格(税込7,560円)で3回行った場合の総額(税込22,680円)と、サポート契約3年版更新の場合の通常価格(税込15,930円)の差額(税込6,750円)に、4ヵ月分無料期間延長(サポート契約1年版更新通常価格の4ヵ月)相当額(2,520円)をたしたものの、(10,070円) *5:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、ウイルスバスタークラウド1年版更新を通常価格(税込5,080円)で3回行った場合の総額(税込15,240円) *6: 3ヵ月分無料期間延長(ウイルスバスタークラウド契約1年版更新通常価格の3ヵ月)相当額(1,270円) *7:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、ウイルスバスタークラウド 契約1年版更新を通常価格(税込5,080円)で3回行った場合の総額(税込15,240円)と、ウイルスバスタークラウド 契約3年版更新の場合の通常価格(税込11,880円)の差額(税込3,360円)に、3ヵ月分無料期間延長(ウイルスバスタークラウド 契約1年版更新通常価格の3ヵ月)相当額(1,270円)をたしたものの、(4,630円)

キャンペーン期間

2018年2月20日(火) 11:00 ~ 2018年3月31日(土) 23:59まで

キャンペーン対象者

下記について該当するお客さまがキャンペーン対象者となります。ただし、更新バック、あんしん自動更新でのお支払いはキャンペーン対象外です。
「超早得キャンペーン」DM*8に同封されている払込票でお支払いされた方。

キャンペーン対象商品

- ・ウイルスバスタークラウド + デジタルライフサポート プレミアム 契約3年版(契約更新料5%OFF + 契約期間4ヵ月分無料延長)
- ・ウイルスバスタークラウド 契約3年版(契約期間3ヵ月分無料延長)

*8: 超早得キャンペーンと表示されているDMを受け取られた場合に限りです。 ※払込票は3月31日までの超早得キャンペーン期間が過ぎても、4月30日までお使いいただけます。
TREND MICRO、ウイルスバスター、ウイルスバスタークラウド、デジタルライフサポート プレミアム、Airサポートは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。各社の社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-3-10 18
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	資料購入費	金 額	4,428円	
内 容	BAN-net 15Mコース利用料 (2018/2/1~2/28)			
支 払 先	BAN-BANネットワークス㈱	支払年月日	平成30年3月27日	
備 考	会派執務室用利用料			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29-3-11 19
会 派 名	新市民クラブ	年 度	平成 29 年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	2,505円	
内 容	事務用品の購入 (カラーホルダー)			
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成30年3月28日	
備 考	会派での資料整理に使用 (カラーホルダー A4、50枚パック×1) ＜本体額2,320円、消費税185円＞			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)				



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155

領収書

2018/03/28 (水) 13:36

No 0145

収 入

印 紙

新市民クラブ様

¥2,505-

(本体価格 8% 2,320)
(内消費税 8% 185)

内訳



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155

***** ご利用明細 *****

2018/03/28(水) 13:36 店0001 No 0145
担当者

コード	品 名	数	単価	金 額
4904611006481	カラーホルダーお徳用 5 0枚パック	1	2,320	2,320
8%外税対象額				2,320
消費税(8%)				185

合計 1点 ¥2,505

お預り ¥3,000
お釣り ¥495

ご利用ありがとうございます。

